

授業科目名	世界の文化政策	担当教員	李 知映 近藤 のぞみ 寺田 卓矢
必修の区分	選択		
単位数	2 単位		
授業の方法	講義		
開講年次	2年 第3クォーター		
講義内容	<p>この科目では、これからの社会の発展にとって、また人間の文化権の保障にとって、なぜ文化政策が公共政策の重点分野として必要不可欠なのかについて、その歴史と理論、世界各国との比較において論じ、考察する。</p> <p>国の文化政策だけでなく、地方自治体の役割やアーツカウンシルの仕組みなど、芸術文化を取り巻く社会制度について幅広く考える。</p> <p>講義は複数の教員によるオムニバスとなり、寺田（オランダ）、フランス（近藤）、韓国（李）を中心に扱う。順番について変更になることがある。</p>		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国の文化政策および文化環境の違いを知り、特徴を説明することができる</li> <li>・文化政策の公共政策として重要性を理解し、あり方について議論することができる</li> <li>・国家の文化政策は地方自治体の文化行政と、補完あるいは連動することを理解する</li> <li>・文化は、教育、福祉、観光など他の分野と密接に関わることを理解する</li> </ul>		
授業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) オランダ 1: 「寛容の国」の文化と歴史的背景 (寺田)</li> <li>2) オランダ 2: 国・州の文化支援スキーム (寺田)</li> <li>3) オランダ 3: 四大都市・構成国・特別自治体と文化政策 (寺田)</li> <li>4) オランダ 4: 国際文化政策ードイツ、日本との関係 (寺田)</li> <li>5) フランス 1: 国の役割と文化政策の発展 (近藤)</li> <li>6) フランス 2: 地方自治体の役割と地方都市の文化環境 (近藤)</li> <li>7) フランス 3: 市民の力を活かす、アソシエーションの活動と支える制度 (近藤)</li> <li>8) フランス 4: 文化芸術の産業としての発展 (近藤)</li> <li>9) 韓国 1: 時代別の文化政策の範囲と展開 (李)</li> <li>10) 韓国 2: 文化関連法・制度と組織 (李)</li> <li>11) 韓国 3: 1990年代以降の文化政策と文化理解の変化過程 (李)</li> <li>12) 韓国 4: 芸術労働と福祉 (李)</li> </ol>		
事前・事後学習	原則として、各回の授業後に小レポートを提出のこと。変更の場合は、授業内で適宜指示する。		
テキスト	必要に応じて授業内で配布		
参考文献	授業内で適宜指示		

成績評価の基準	授業内の発言等（60%）、各講師が授業内で課すレポート（40%）
履修上の注意 履修要件	「文化政策概論」を履修済みであることが望ましい 対象国や講義の順番に変更がある可能性はある。
実践的教育	該当しない。
備考欄	定員超過の場合は、抽選を実施する。